

[HOME](#) > [ニュース](#) > 金融庁のパブコメ(コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方)について意見書を提出しました

## ○ ニュース

### 金融庁のパブコメ(コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方)について意見書を提出しました

2015年1月23日、パブリック・コメントに付されていたコーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案)《コーポレートガバナンス・コード原案》～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」に関するCGネットとしての意見書を提出しました。



[「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方\(案\)」に関するCGネットの意見](#)

平成 27 年 1 月 23 日

金融庁総務企画局企業開示課（有識者会議事務局） 御中

特定非営利活動法人

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

理事長 牛島 信

「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）  
《コーポレートガバナンス・コード原案》  
～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」  
に関するCGネットの意見

平成 26 年 12 月 17 日に公表された「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）《コーポレートガバナンス・コード原案》～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（以下「本コード案」という。）について、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク（以下「CGネット」という。）として意見を述べる。

1. コーポレートガバナンス・コードの策定について

本コード案は、平成 26 年 6 月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂 2014—未来への挑戦—において策定が求められたものである。コーポレート・ガバナンスに関しては様々な考え方がある中で、コーポレート・ガバナンスにかかわる広範な内容を短期間に取りまとめられたことについて高く評価したい。

コーポレートガバナンス・コードが策定されることによって、昨年 2 月に策定された日本版ステewardシップ・コードと併せて「車の両輪」が揃うことになる。これにより、株主（機関投資家）及び上場会社の双方が、ステークホルダーに対する責務を踏まえ、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に向けて協働し、さらなる高みを目指すことを期待したい。

2. 「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」について

本コード案は、日本版ステewardシップ・コードと同様、「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」を採用しているが（9 項ないし 12 項）、賛成である。

「プリンシプルベース・アプローチ」のもと、企業関係者、とりわけ取締役会に参画する取締役、監査役がその趣旨・精神を深く理解した上で、本コード案で述べられている内

容について「コンプライ・オア・エクスプレイン」がなされ、株主との建設的な対話が進むことを期待したい。コーポレートガバナンス・コードが実効性を持つためには、株主（機関投資家）による、企業の「エクスプレイン」に対する真摯な対応も期待されるところである。

### 3. 本コード案の適用範囲について

本コード案は、我が国取引所に上場する会社を広くその適用対象としているが（13項）、賛成である。

コーポレート・ガバナンスの確立は、企業が資本市場から資金を調達する所与の前提であることから、本則市場（市場第一部及び市場第二部）以外の市場に上場する会社においても、本コード案を指針としてコーポレート・ガバナンスの確立を目指すべきである。

もっとも、本則市場以外の市場に上場する会社については、本則市場に上場する会社とはその規模・特性等が異なるため、求められるガバナンスの在り方にも違いが生じ得るものと考えられる。そのため、これらの会社については、その実情を考慮して適用する原則を限定するなどの配慮が検討されるべきである。

### 4. 本コード案の内容について

本コード案の内容は、日本の上場会社の実情に鑑み、十分に評価できるものである。特に実効的なコーポレート・ガバナンスの確立に資すると評価できるものとして、以下の4つの内容に言及する。

#### （1）独立社外者のみによる会合の開催及び筆頭独立社外取締役の決定（補充原則4-8①及び②）

本コード案は、独立社外取締役の有効な活用のため、①独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきであるとし（補充原則4-8①）、また②互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきであるとする（補充原則4-8②）。

独立社外取締役のみの会合は、ニューヨーク証券取引所（The New York Stock Exchange）の規則によりその開催が要求されるなど海外で広く行われているのみならず、日本の先駆的な企業においても開催する例が見られる。そもそも、独立社外者で議論を行うことが好ましい事項（経営陣の業績評価等）というものは、一般に、どの会社においても存在する。こうした会合ができることで、独立社外者間の連携・コミュニケーションが増し、経営の監督の実効性を高めることが期待できる。また、独立社外取締役のリーダー（筆頭独立社外取締役）を決めることは、独立社外取締役間の意見調整や社外取締役の情報アクセスの確保等につながり、単に独立社外取締役が複数いる状態よりも効果的なガバ

ナンスが期待できる場合もあろう。これら日本においては先駆的ともいえる取組みを本コード案の内容としたことは大いに評価できる。

独立社外者のみの会合のメンバーについて、本コード案の背景説明では、「その構成員を独立社外取締役のみとすることや、これに独立社外監査役を加えることが考えられる」とされている。(社外)監査役には独任制の下、会社法上調査権限等が与えられている一方で、社外取締役には法律上の情報獲得の手段が社外監査役に比して少ないとの指摘がなされている。そのため、独立社外取締役の有効な活用という観点からは、独立社外者のみの会合のメンバーに独立社外監査役を含めることがより望ましいと考えられる。

#### (2) 任意の仕組みとしての指名・報酬に関する委員会の活用【原則4-10】

本コード案は、上場会社は、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るなど(補充原則4-10①)、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきであるとする(原則4-10)。

指名・報酬に関する委員会については、ニューヨーク証券取引所の規則で上場会社に設置が義務付けられており、日本の先駆的な企業においても任意に設置する例が散見される。指名・報酬等の検討に独立社外取締役を関与させることは、株主の目を意識した有効・適切な役員報酬制度や最高経営責任者等の後継の計画(プランニング)の策定に繋がり得るものでもあり、本コード案に任意の仕組みとしての指名・報酬に関する委員会の活用が規定されたことは高く評価できる。

これら任意の仕組みの独立性を高め、手続きの透明性・公正性を確保するという観点からは、委員長を独立社外取締役とすることがより望ましいと考えられる。

#### (3) 株主との対話における社外取締役の関与(補充原則5-1①)

本コード案は、株主との対話(面談)の対応者について、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役(社外取締役を含む)が面談に臨むことを基本とすべきとする(補充原則5-1①)。

「一般株主の利益保護」を役割の一つとする社外取締役が、経営陣幹部らとともに、株主との対話(面談)に対応することは、具体的な経営課題についての社外取締役の意見が株主との間で共有されること等を促し、これら経営課題についての株主の理解の促進に役立つ面を有すると考えられる。社外取締役が株主との対話(面談)に関与することにより、これまで期待されてきた社外取締役の役割が一步前進するものと評価でき、実効的なコーポレート・ガバナンスの確立に資するものと考えられる。

#### (4) 女性の活躍促進【原則2-4】

本コード案は、多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する

上での強みになり得るとする（原則2-4）。本趣旨には大いに賛同するものであるが、ここで用いられる「活用」という言葉は、日本再興戦略で用いられている「活躍促進」に変更すべきである。

#### 5. 本コードの将来の見直しについて

本コード案は、先駆的な取組みを盛り込む等、日本の企業におけるコーポレート・ガバナンスに関する取組みを大きく前進させるものであり、対象となる企業においては、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を深く理解した上でこれを実施することが求められる。そして、日本企業のコーポレート・ガバナンスの発展のためには、コーポレートガバナンス・コードが策定された後も、社会経済情勢の変化等を勘案のうえ、定期的にその成果を検証し、必要に応じてその内容を見直す等、実効的なコーポレート・ガバナンスの確立に向けたさらなる取組みが進められることが望まれる。

#### 6. 最後に

実効性あるコーポレート・ガバナンスの実現のために、コーポレートガバナンス・コードを策定する東京証券取引所において、同コードの遵守状況を把握するとともに、その概要を適宜開示することが期待される。

本コード案では、独立社外取締役の有効な活用に関し「なお、本有識者会議において、関係団体の中には、独立役員の大滑な選任を促進する観点から、その候補に関する情報の蓄積・更新・提供をするなどの取組みを行っている団体もあり、今後、こうした取組みが更に広範に進められていくことが期待される、との指摘があった」とされている（原則4-8〔背景説明〕）。CGネットは、こうした取組みをしてきた主要な団体の一つとして、これまで10年以上にわたり、独立役員を選任支援やボードメンバー（社内／社外を問わない取締役・監査役）のトレーニングを行ってきた。日本の企業において社外取締役の導入が更に進んだ際には、社外取締役制度に関する実務指針の策定や情報提供等のための統一的な団体が組成され、日本における社外取締役の実効性が促進されることが望ましいとも考えられるところである。CGネットとしても、今後さらに、これまで蓄積してきたノウハウを活かしながら、日本のコーポレート・ガバナンスの増進に貢献していく所存である。

#### 【本件についてのお問い合わせ先】

特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

専務理事 富永 誠一

〒105-6112 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング12F

Tel : 03-5473-8038 / e-mail : info@cg-net.jp

[HOME](#) > [ニュース](#) > 日経シンポジウム「日本のコーポレート・ガバナンスのこれからを考える」が開催されました

## ○ ニュース

### 日経シンポジウム「日本のコーポレートガバナンスのこれからを考える」が開催されました

3月11日、日本経済新聞社主催のシンポジウム「日本のコーポレートガバナンスのこれからを考える」が開催され、専務理事の富永が出演しました（【第四部：パネルディスカッション②】）。

プログラムは以下のとおりです。

なお、本シンポジウムの模様は、3月26日（木）の日本経済新聞 朝刊32面、33面に掲載されています。

#### 【第一部：オープニング】

「OECDコーポレートガバナンス原則の日本へのインプリケーション」

玉木 林太郎 氏（OECD《経済協力開発機構》事務次長）

#### 【第二部：基調講演】

「危機を乗り越え取り組んだ我が社のガバナンス改革」

槍田 松瑩 氏（三井物産取締役会長）

#### 【第三部：パネルディスカッション①】

「変革を迫られる日本企業のコーポレートガバナンス」

<パネリスト>

内田 章 氏（経団連 経済法規委員会コーポレート・ガバナンス部会長《東レ常務取締役》）

大場 昭義 氏（東京海上アセットマネジメント代表取締役）

小口 俊朗 氏（ガバナンス・フォー・オーナーズ・ジャパン代表取締役）

静 正樹 氏（東京証券取引所取締役常務執行役員）

<モデレーター>

神田 秀樹 氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

#### 【第四部：パネルディスカッション②】

「日本のコーポレートガバナンスの実態と各機関の役割」

<パネリスト>

一丸 陽一郎 氏（日本監査役協会副会長《トヨタ自動車常勤監査役》）

[川本 裕子](#) 氏（早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授）

佐久間 総一郎 氏（経団連 経済法規委員会企画部会長《新日鐵住金代表取締役副社長》）

[富永 誠一](#)（日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク《CGネット》専務理事）

藤田 純孝 氏（日本CFO協会理事長）

森 公高 氏（日本公認会計士協会会長）

<モデレーター>

神田 秀樹 氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

⇒ [当日のプログラム、出演者情報はこちら](#)



特定非営利活動法人

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

HOME

イベント

ニュース

独立社外取締役導入支援

刊行物

入会案内

CG ネットについて

[HOME](#) > [ニュース](#) > 第13回日本コーポレート・ガバナンス研究所(JCGR)調査結果

## ○ ニュース

### 第13回(2014年)JCGRのコーポレート・ガバナンス調査結果を発表しました

CGネット内の独立した研究機関である「日本コーポレート・ガバナンス研究所(JCGR):所長 若杉敬明 東京大学名誉教授)による、第13回(2014年)の「コーポレート・ガバナンスに関する調査(JCGIndex Survey)」について、アンケートに回答いただいた各社の結果を集計しました。

- (1) [2014年質問票](#)
- (2) [報告書](#)
- (3) [回答会社リスト](#)

※例年公開していた「上位会社リスト」は、報告書の末尾に付けてあります。

[HOME](#) > [ニュース](#) > 金融庁のバブコメ(コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方)について意見書を提出しました

## ○ ニュース

### 東京証券取引所のバブコメ(コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について)について意見書を提出しました

2015年3月26日、パブリック・コメントに付されていた「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」に関するCGネットとしての意見書を提出しました。



[「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」に関するCGネットの意見](#)



平成 27 年 3 月 26 日

株式会社東京証券取引所 御中

特定非営利活動法人  
日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク  
理事長 牛島 信

「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」  
に関するCGネットの意見

平成 27 年 2 月 24 日に東京証券取引所から発表された「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」について、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク（以下「CGネット」という。）として以下のとおり意見を述べる。

1. コーポレートガバナンス・コード策定に伴う制度整備

(1) コードを実施しない場合の理由の説明

本項は、すべての上場会社は、コーポレートガバナンス・コード（以下「コード」という。）を実施しない場合は、その理由を説明するものとし<sup>1</sup>、これを企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定するものとしているが、賛成である。

企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定されることは意義がある。この「遵守すべき事項」の違反については、公表措置等の制裁が定められているから、上場会社がコードを実施しない理由を明確に説明することが期待できる。

ただし、各上場会社において、コードを実施しない理由を説明することが自己目的化してはならない。あくまでコード対応の取り組みは、各上場会社において中長期的な企業価値の向上の観点から自律的になされなければならない。

(2) コードを実施しない場合の理由の説明の媒体

本項は、「コードを実施しない場合の理由の説明」及び「コードを実施するために行う開示」についてコーポレート・ガバナンス報告書に欄を新設するものとし、2015年6月以後最初に開催する定時株主総会に関する同報告書の提出時期については、遅くともその6か月後までに提出するものとしている。いずれも賛成である。

理由の説明の媒体としては、2006年3月から運用され、上場会社の間浸透しているコーポレート・ガバナンス報告書が適切である。

<sup>1</sup> ただし、外国会社は対象外とされ、マザーズ、JASDAQについては、基本原則のみ説明の対象とされている。

また、提出時期についても、上場会社における実務対応に鑑みると、初年度についてはこうした経過措置が採られることは妥当である。なお、海外の機関投資家の理解を深めるためにも、コーポレート・ガバナンス報告書の英語化を含む英文開示対応の実施を検討すべきと考える。

### (3) コードの尊重

本項は、「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」の尊重規定を、コードの趣旨・精神の尊重規定に置き換えるものである。いずれも、「OECD コーポレート・ガバナンス原則」が源流であることから、これに賛成である。

## 2. 独立役員の独立性に関する情報開示の見直し

本項は、独立役員の指定に関し、これまでのいわゆる開示加重要件の類型を廃止し、すべての独立役員について等しく情報の開示を求めるものであり、賛成である。

コードは「取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性基準を策定・開示すべきである」(原則4-9)としており、かかる原則の実施についてはコーポレート・ガバナンス報告書等における開示の対象となることが予定されている。そのため、今後は東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を踏まえ、各上場会社において独立性を高めるべく各々が基準を策定していくことに委ねることでよいと考える。今後は、株主、とりわけ、スチュワードシップ・コードの受け入れ表明を行っている機関投資家の真摯な対応に期待したい。

なお、「主要株主の業務執行者」については「独立性あり」との取扱いが継続するとされているが、諸外国においても取扱いに差異があるところであり、今後コードが適用される上場会社での議論に期待したい。

## 3. 最後に

コードを実施しない場合の理由の説明は企業行動規範の「遵守すべき事項」であることから、東京証券取引所においては、上場会社のコードの遵守状況を定期的に把握するとともに、必要に応じてその概要を適宜開示することなどにより、実効性あるコーポレート・ガバナンスの実現のための措置を講じるよう期待したい。

CGネットは、コーポレート・ガバナンスの実効性向上をサポートする団体として、12年以上にわたって多くの上場会社の関係者(経営陣、独立社外取締役、及び独立社外監査役)、機関投資家との対話を行ってきた。本年6月からコードが適用されるにあたり、コードの各原則の趣旨・精神がより深く浸透するように、関係各所と協調関係をとっていききたい。いままで蓄積してきたノウハウをさらに活かせる時期が到来していることを深く認識し、日本のコーポレート・ガバナンスの向上に最大限の努力をもって臨む所存である。



---

【本件についてのお問い合わせ先】

特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

専務理事 富永 誠一

〒105-6112 東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービルディング 12F

Tel : 03-5473-8038 / e-mail : info@cg-net.jp

[HOME](#) > [ニュース](#) > 第14回日本コーポレート・ガバナンス研究所(JCGR)調査

## ○ ニュース

### 第14回(2015年)JCGRのコーポレート・ガバナンス調査を開始しました

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク(CGネット)内の独立した研究機関である日本コーポレート・ガバナンス研究所(JCGR: 所長 若杉敬明・東京大学名誉教授)では、2002年より東証一部上場会社を対象に、個別企業のコーポレート・ガバナンスの状態をアンケート調査し、インデクス化する活動(JCIndex)を行っています。

2015年8月28日に、第14回目となる「JCIndex Survey」のアンケート票を、東証一部上場会社約1880社の代表者宛てに送付させていただきました。

**回答期限は9月25日(金)**とさせていただきます。東証一部上場企業関係者の皆様におかれましては、アンケートご回答へのご協力、よろしくお願い申し上げます。

アンケート(質問票)の内容および過去の結果は、以下をご参照ください。

[HOME](#) > [ニュース](#) > 第12回通常総会を開催しました

## ○ ニュース

## 第12回通常総会を開催しました

8月28日(金)、全国社外取締役ネットワークの時代から数えて、12回目となる通常総会(会員総会)を開催しました。

通常総会では、NPO法人としての決議事項として、事業報告、会計報告、予算の承認の他、役員を選任などの決議を行いました。

## 【新理事・監事】

新任理事(4名)、新任監事(1名)が役員に加わりました。

	【理事】(新任) <a href="#">長島 徹</a>	帝人 相談役 花王、積水化学工業 社外取締役
	【理事】(新任) <a href="#">早川 吉春</a>	霞エンパワーメント研究所 代表 カカココム、サンリオ、菱洋エレクトロ 社外取締役
	【理事】(新任) <a href="#">船橋 晴雄</a>	シリウス・インスティテュート 代表取締役 第一生命保険 社外取締役 EPSホールディング、ケネディクス、鴻池運輸、パソナグループ 社外監査役
	【理事】(新任) <a href="#">松永 和夫</a>	損害保険ジャパン日本興亜 顧問 元)経済産業事務次官 住友商事、ソニー、高砂熱学工業、橋本総業 社外取締役
	【監事】(新任) <a href="#">安井 肇</a>	ジャパンビジネスアシュアランス 顧問 滋賀銀行 社外監査役

また、田村達也(元代表理事・会長、理事)、北城格太郎(理事)、富山恭道(監事)がそれぞれ役員を退任しました。

総会後は、新任理事の長島徹(帝人相談役)から『より優れたコーポレートガバナンスを求めて』と題した講演があり、その後、会員懇親会として暑気払いを行い、90分にわたって会員間の交流が行われました。



[HOME](#) > [ニュース](#) > 第14回日本コーポレート・ガバナンス研究所(JCGR)調査結果

## ○ニュース

### 第14回(2015年)JCGRのコーポレート・ガバナンス調査結果を発表しました

CGネット内の独立した研究機関である「日本コーポレート・ガバナンス研究所(JCGR):所長 若杉敬明 東京大学名誉教授)による、第14回(2015年)の「コーポレート・ガバナンスに関する調査(JCGIndex Survey)」について、アンケートに回答いただいた各社の結果を集計しました。

- (1) [2015年質問票](#)
- (2) [報告書](#)
- (3) [回答会社リスト](#)

※例年公開していた「上位会社リスト」は、報告書の末尾に付けてあります。